

# 歳末に行う地域の皆さんの活動を応援します!



## 令和7年度 歳末地域たすけあい助成事業



### 1 事業の目的

やさしさあふれるふれあいのまちづくりの実現のため、地域の皆様から寄せられる「歳末たすけあい募金」の一部を活用し、市民の自主的な地域の助けあい活動や支えあい活動等に対する助成を行います。

### 2 助成対象団体

龍ヶ崎市内で活動する次の(1)から(4)のいずれかに該当する団体です。

- (1) 高齢者、障がい者、児童・青少年団体並びにボランティア団体
- (2) 社会福祉法人等の公共団体
- (3) 住民自治組織
- (4) NPO法人並びに認定NPO法人

※ 営利を目的とする団体、政治・宗教・選挙活動に関する団体は除きます。

### 3 助成対象事業

市民の自主的な助けあい・支えあい活動を目的とし、次の(1)から(3)の要件を全て満たし、かつ、下表のアからウのいずれかに該当する事業です。ただし、1団体につき1事業までとします。

- (1) 令和7年11月1日(土)から令和8年1月15日(木)までに市内の公共施設等で実施される事業であること。
- (2) 行政機関から補助金等の交付を受けていない事業、又は、他の団体から助成や委託を受けていない事業であること。
- (3) 団体の会員のみを対象としていない事業であること(住民自治組織を除く)。



事業区分	具体的な事業例
ア 住民参加による助けあい、支えあい事業	・ 年末年始の見守り訪問活動、安否確認のための声かけ運動 等 ・ おせち料理、餅つき、年越しそばの会食、配食、交流事業 等 ・ 生活困窮世帯への支援 等
イ 子育て支援、児童・青少年に対する事業	・ 子育て支援サロン、ボランティア体験学習 等
ウ 高齢者や障がい者の社会参加を促進する事業	・ 三世代交流、地域交流活動 等 ・ 施設等と地域住民との交流事業 等 ・ 高齢者サロン、生きがいつくり、交流活動 等

#### 4 対象経費

消耗品費、印刷製本費、食材料費（アルコール飲料は除く）、保険料、その他実施に必要なと認められる経費となります。

なお、領収書等により支払いが確認できない経費や団体の運営に関する経費（人件費、備品購入費、会議費、光熱水費、家賃等）は、対象外とします。

#### 5 助成金額

1 団体あたりの上限を次の（１）から（３）のいずれかとします（対象経費の８０％以内、１００円未満は切り捨て）。

- （１）参加者及び協力者の合計が１５人以下の場合は、上限１０,０００円
- （２）参加者及び協力者の合計が１６人以上２９人以下の場合は、上限２０,０００円
- （３）参加者及び協力者の合計が３０人以上の場合は、上限３０,０００円

※ 助成は予算の範囲内で行うこととし、助成団体数にも限りがあります。

#### 6 申請手続き

次の提出書類を龍ヶ崎市社会福祉協議会本所へ提出してください。なお、郵送による受付はいたしません。また、提出された書類は、原則返却いたしません。

##### 【提出書類】

- （１）歳末地域たすけあい助成金交付申請書（様式第１号）
- （２）歳末地域たすけあい助成事業計画書（様式第２号）
- （３）団体の定款、規則、会則もしくは団体の活動概要が分かるもの

※（１）、（２）の書類は、龍ヶ崎市社会福祉協議会本所（龍ヶ崎市役所保健福祉棟１階）の窓口にてお渡しいたします。また、本会ホームページからダウンロードもできます。

#### 7 申請期間

令和７年１０月２４日（金）まで【厳守】

※ 受付時間：平日の午前９時から午後５時まで

こちらから  
関係ページ  
にアクセス  
できます。



#### 8 助成の決定

申請書類の受付を行った後、速やかに助成の可否を決定します。

なお、助成金額は予算の範囲内とし、予算に達した場合は、上記の申請期間に関わらず受付を終了します。

#### 9 助成金の請求手続き

交付決定通知を受けた団体等は、対象事業実施終了後に助成金申請に係る事業報告書（様式第６号）・請求書（様式第８号）、振込先口座通帳の写し（表紙の内側：口座番号・名義人の明記された箇所）、事業の様子が分かる書類（領収書・写真）を提出してください。

※ 事業完了後、決算額が助成決定金額に満たない場合は、決定額を減額して助成します。

### <お問い合わせ>

社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会 生活支援係  
〒301-0836

龍ヶ崎市3543番地 龍ヶ崎市役所保健福祉棟1階

TEL 0297-62-5176

e-mail info@ryu-shakyo.jp

